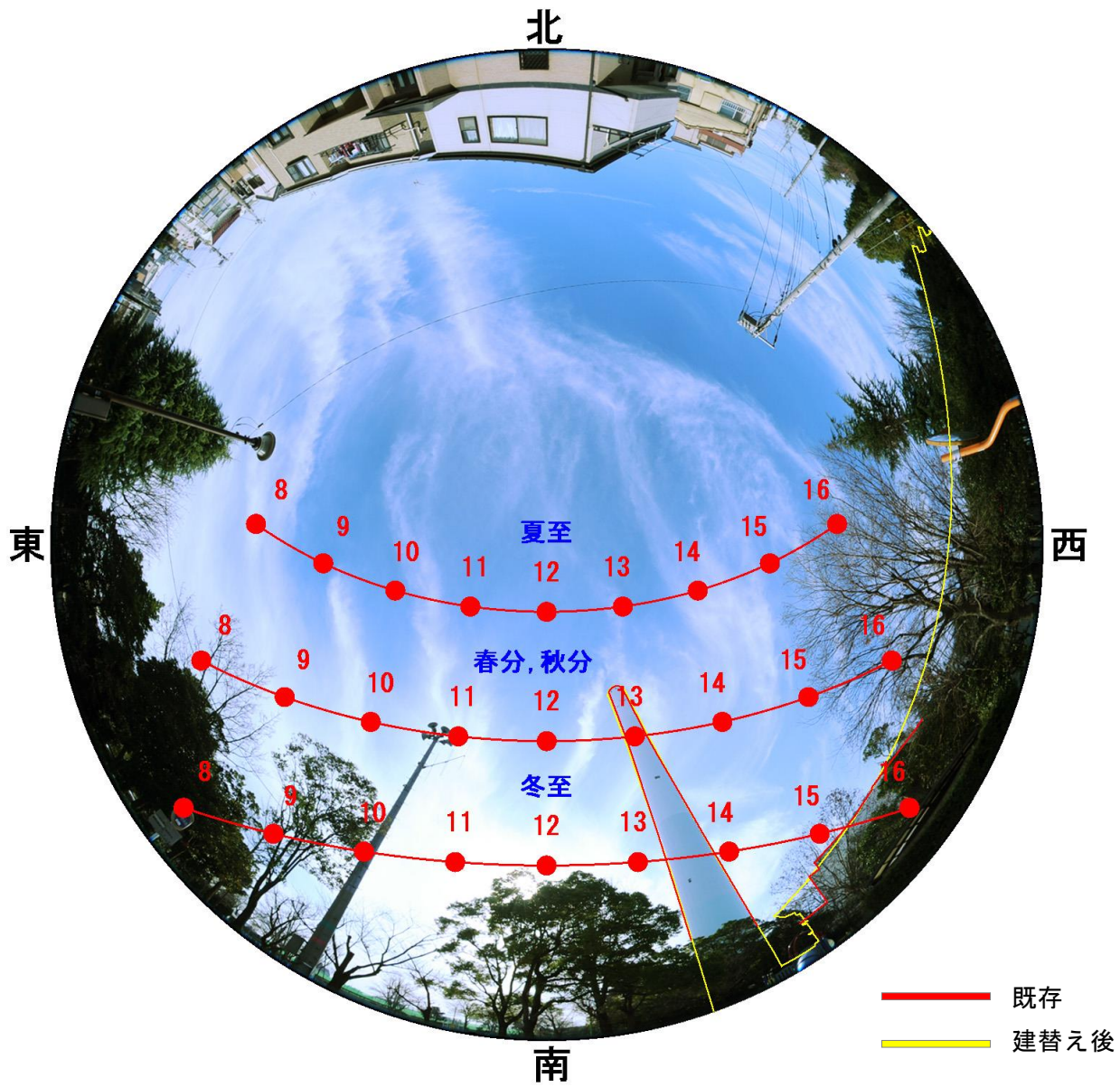


時刻		8	9	10	11	12	13	14	15	16	日影の生じる時間	現況からの変化量
夏至日	現況										約0分	約0分
	建替え後										約0分	
春分 秋分	現況	□									約20分	約0分
	建替え後	□									約20分	
冬至日	現況	▬	▬		▨						約95分	約0分
	建替え後	▬	▬		▨						約95分	

凡例 □ : その他の日影時間帯  
 ▨ : 清掃工場による日影時間帯

注) 植栽、電柱等による日影は、日影時間に含まない。

写真 8.7-1 地点1における現況及び将来の天空図 (地上高さ 1.5m)

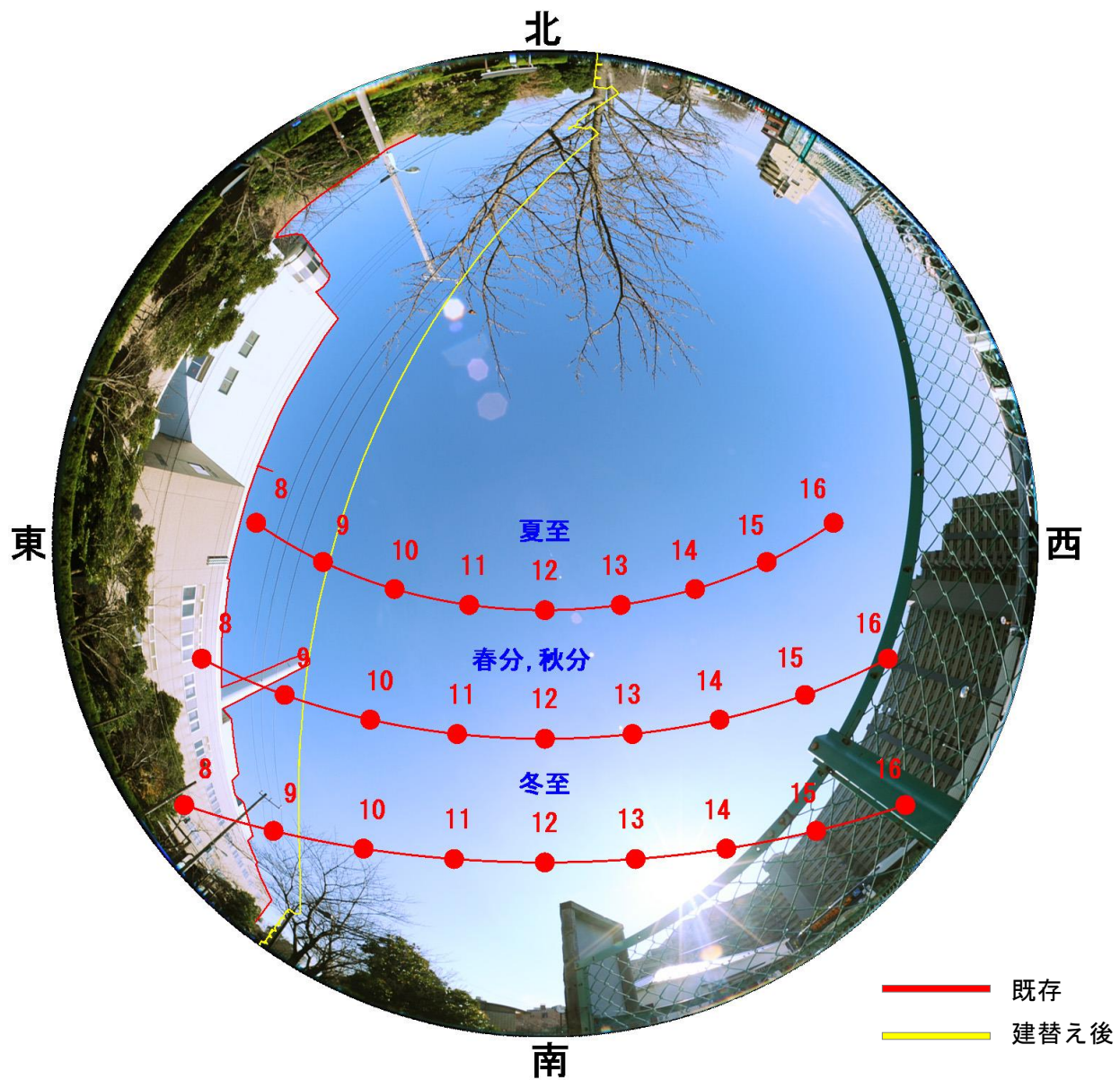


時刻		8	9	10	11	12	13	14	15	16	日影の生じる時間	現況からの変化量
夏至日	現況										約0分	約0分
	建替え後										約0分	
春分 秋分	現況						▣				約15分	約0分
	建替え後						▣				約15分	
冬至日	現況						▨		▨		約75分	約0分
	建替え後						▨		▨		約75分	

凡例  : その他の日影時間帯  
 : 清掃工場による日影時間帯

注) 植栽、電柱等による日影は、日影時間に含まない。

写真 8.7-2 地点2における現況及び将来の天空図 (地上高さ 1.5m)

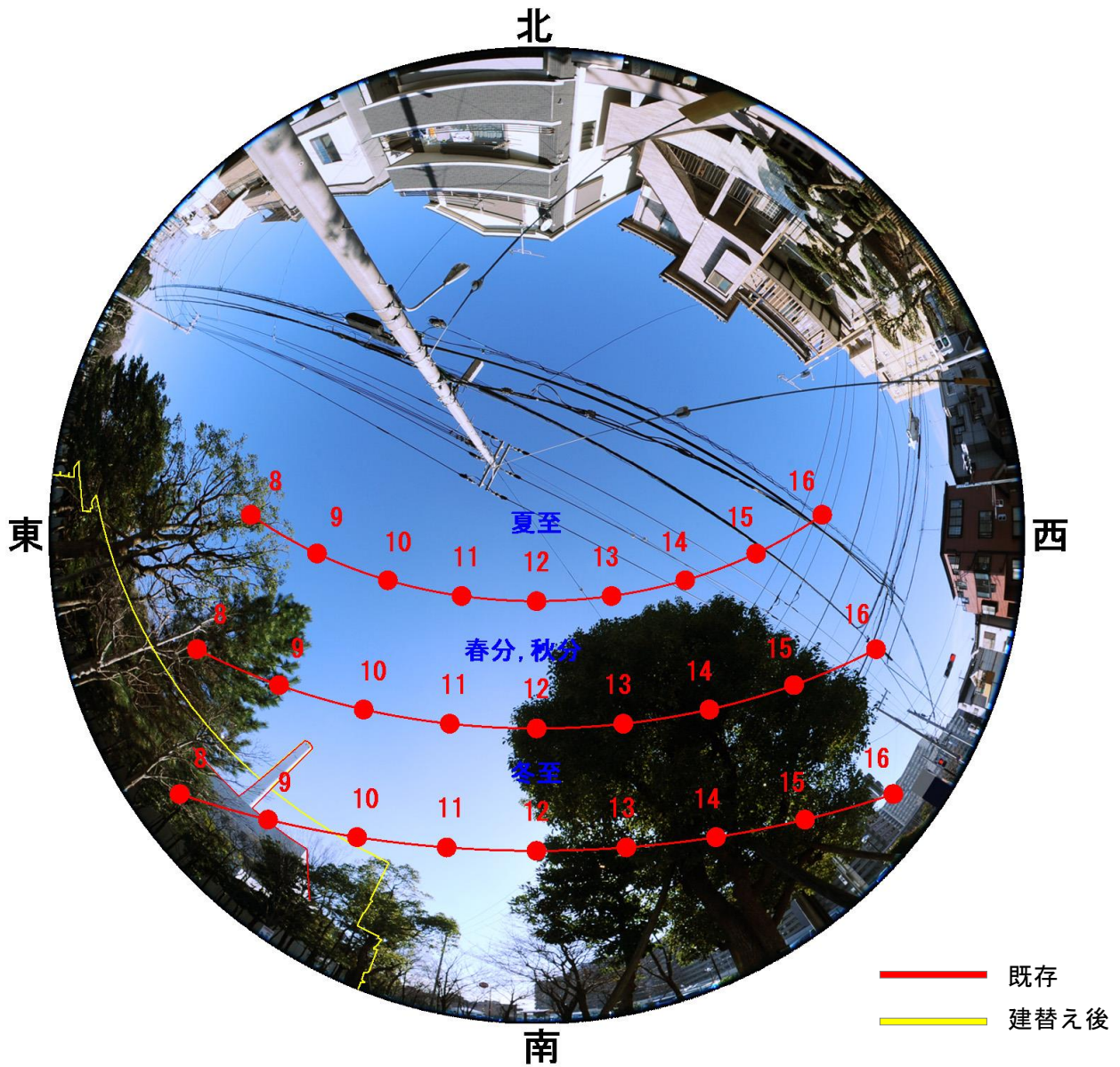


時刻		8	9	10	11	12	13	14	15	16	日影の生じる時間	現況からの変化量
夏至日	現況										約 0 分	約 65 分
	建替え後	▨	▨								約 65 分	
春分 秋分	現況	▨	▨								約 30 分	約 45 分
	建替え後	▨	▨								約 75 分	
冬至日	現況	▨							▨	▨	約 110 分	約 30 分
	建替え後	▨							▨	▨	約 140 分	

凡例  : その他の日影時間帯  
 : 清掃工場による日影時間帯

注) 植栽、電柱等による日影は、日影時間に含まない。

写真 8.7-3 地点3における現況及び将来の天空図 (地上高さ 1.5m)



時刻		8	9	10	11	12	13	14	15	16	日影の生じる時間	現況からの変化量
夏至日	現況										約0分	約0分
	建替え後										約0分	
春分 秋分	現況										約0分	約0分
	建替え後										約0分	
冬至日	現況	▨	▨								約60分	約45分
	建替え後	▨	▨	▨							約105分	

凡例  : その他の日影時間帯  
 : 清掃工場による日影時間帯

注) 植栽、電柱等による日影は、日影時間に含まない。

写真 8.7-4 地点4における現況及び将来の天空図 (地上高さ 1.5m)

### 8.7.3 環境保全のための措置

#### (1) 予測に反映した措置

工事の完了後において、以下に示す環境保全のための措置を行う。

- ・浸水対策のため敷地地盤は 1.6mかさ上げするが、計画する工場棟の高さ（26.4m）は既存の工場棟の高さ（28.0m）より低く抑え、周辺地盤からの高さは既存工場と同様とする。
- ・煙突は既存煙突と同じ高さとすることにより、計画地周辺の日影の状況に配慮する。

### 8.7.4 評価

#### (1) 評価の指標

評価の指標は、工事の完了後において、以下に示す法律及び条例で定める基準とした。

- ・「建築基準法」（昭和25年法律第201号）
- ・「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」
- ・「江戸川区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」

#### (2) 評価の結果

##### ア 冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度

計画地に隣接する地域は、「建築基準法」、「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」及び「江戸川区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」に基づく日影の規制対象区域である。

なお、上記の各規制を受ける施設は建築物であり、独立基礎を有する煙突は規制の対象外となる。

計画建築物（煙突を含まない）による日影時間は、各規制対象区域の規制時間内である。また、煙突による日影時間は位置、高さが同じため、既存とほぼ変わらない。

したがって、冬至日における日影の状況の変化の程度は小さく、評価の指標を満足すると考える。

##### イ 日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度

計画地に近接する特に配慮すべき施設等として、計画地の南西側に近接してみどりの郷保育園、特別養護老人ホーム第二みどりの郷及び江戸川二丁目広場が存在するとともに、計画地の南東側には江戸川区立くつろぎの家及びくつろぎの家公園がある。また、計画地の東～北～北西側にかけて低層の住宅がある。

みどりの郷保育園及び特別養護老人ホーム第二みどりの郷については、図 8.7-4に示すとおり、冬至日については計画建築物等による日影の影響は受けない。

江戸川二丁目広場については、写真 8.7-3（地点3）に示すとおり、日影時間は増加するが、計画する工場棟の周辺地盤からの高さを既存と同等に抑えることで、増加時間は夏至日で約65分、冬至日で約30分にとどまる。

江戸川区立くつろぎの家及びくつろぎの家公園については、写真 8.7-2（地点2）に示すとおり、日影時間はほとんど変化しない。

住宅については、写真 8.7-1（地点1）及び写真 8.7-4（地点4）に示すとおり、日影時間は地点1ではほとんど変化しない。一方、地点4では冬至日における日影時間は増加するが、計画する工場棟の周辺地盤からの高さを既存と同等に抑えることで、増加時間は約45分にとどまる。

したがって、計画建築物等（煙突を含む）による特に配慮すべき施設等への日影の影響は最小限に抑えられると考える。

